

近世日本における海外情報の研究 —2020 年度研究プロジェクト成果報告—

The Study of Overseas Information in Early Modern Japan

プロジェクト代表 文学部史学科 岩田みゆき

Miyuki IWATA

1 はじめに

本研究は、「鎖国」政策をとった江戸時代において、海外情報がどのように日本に伝えられ、幕府・諸藩を始めとして、民衆世界にまで広まっていったのか。またそのことが日本の近世社会をどのように特徴づけていったのか、ということについて、具体的事例をもとに明らかにしていくことを目的としている。

本研究は、2016 年度から 2018 年度にかけて行われた、青山学院大学総合研究所プロジェクト「和蘭別段風説書の研究」の研究成果を引き継ぐものである。この総合研究所プロジェクトでは、全国に残された別段風説書の写本の所在調査と、その中から厳選した各年度の別段風説書のすべて、及び研究論文を収録した『オランダ別段風説書集成』（吉川弘文館 2019 年）を研究成果として出版することができたが、ここに収録した別段風説書の内容や伝播・活用の実態、成立と終焉、通常のオランダ風説書との関係や、唐風説書との関係など、まだ多くの課題が残されている。人文科学研究所研究プロジェクトでは、これらの残された課題に取り組み、さらに研究を深めるとともに、より広い視野で近世日本における海外情報をとらえていくことを試みた。

本プロジェクトチームは、研究代表者岩田と、いずれも近世日本の海外情報に関する研究を牽引する、本学名誉教授片桐一男、東洋大学教授岩下哲典、本学文学部非常勤講師・神奈川県立歴史博物館主任学芸員嶋村元宏、本学院高等部教諭佐藤隆一、開成高等学校教諭松本英治、本学部大学院在学学生白石広子の六名の特別研究員で構成されている。研究分担は、それぞれの研究テーマと実績に基づいて進められ、研究会を中心に活動を行った。研究会の実績は以下のとおりである。

第 1 回 8 月 1 日 嶋村元宏 大槻磐溪の異国情報分析—『大槻清崇雑記』中の朱書から—

第 2 回 8 月 29 日 松本英治 書評 風説書研究会編『オランダ別段風説書集成』

2 文学部附置人文科学研究所報告第3号

第3回10月31日 岩下哲典 海外情報と攘夷—嘉永期の清河八郎と阿部正弘を例として—

第4回11月14日 白石広子 バタヴィア 1675 年、「はる」が書いた「そじやう」とその意義—日蘭通商への苦情—

第5回 1 月23日 佐藤隆一 オランダ別段風説書と塩谷宕陰の海防論

岩田みゆき 幕末期における長崎貿易商人の海外情報

—京宿老巨智部忠陽長崎在番日記『要録』の検討

第6回 2 月27日 松本英治 長崎奉行戸川安清とその日記

なお、研究会は、新型コロナウイルスの影響により、すべてオンラインによる研究会となった。また、2021 年度科学研究費補助金基盤研究 B「オランダ別段風説書の研究」との合同研究会として開催し、第6回では科研メンバーである本学教授割田聖史氏による「別段風説書に見る 1850 年代のヨーロッパ」の報告もあったことを付言しておく。特別研究員の片桐一男氏は、この間「勝海舟とキンスベルゲン」（『日本古文書通信』1097 号 2020 年 12 月）の執筆や、日本経済新聞の特集「憧れの長崎—西遊の系譜（1）～（3）」（12 月 6・13・20 日）の取材に答えるなど研究成果をあげられ、関連資料の提供や助言などで研究会活動を支えた。

以下、今年度の活動や、研究会での報告内容に基づき、本プロジェクト研究員各自で研究成果報告を行う。コロナ下で十分な研究活動が出来なかったにもかかわらず、積極的に本研究所プロジェクトにご参加・ご協力いただいた皆様に謝意を表したい。

2 研究成果報告（以下アイウエオ順）

① 1852 年ペリー来航予告情報（別段風説書・バタヴィア総督公文書・日蘭通商条約草案）

東洋大学文学部史学科教授 岩下哲典

今期は、これまで研究してきた嘉永5年（1852）の別段風説書、バタヴィア総督公文書、日蘭通商条約草案の一連のペリー来航予告情報の研究を総括した。その結果、下記の知見を得ることができた。

1852 年4月、バタヴィア総督は、対日通商条約締結という特殊任務を帯びた長崎オランダ商館長にドンケル＝クルチウス（以下、商館長）を任命した。6月長崎に着任した商館長は早速、通常の風説書と別段風説書を提出した。1840 年から毎年出されていた別段風説書には、アメリカ合衆国遣日使節ペリー艦隊の浦賀渡来予告情報（ペリー来航予告情報第一報）が収録されており、アメリカのキューバ侵攻や西洋列強のアジア進出なども掲載されていた。長崎奉行は、かん口令をしいて翻訳を急がせた。

一方、商館長は、総督公文書（ペリー来航予告情報第二報）も提出書簡の中に忍ばせてい

た。長崎奉行は受領しないこともできたが、商館長が熱心に日本に有益な情報であると説いた。奉行は総督公文書を受領の可否を江戸の老中に問い合わせた。老中首座阿部正弘は、海防掛に諮問、風説書同様の扱いで返信を要しない覚書として受領せよとの返事が長崎に届いたのは8月下旬であった。総督公文書には、日蘭通商に関する「方便」があると記され、9月下旬、「方便」たる日蘭通商条約草案（ペリー来航予告情報第三報）が日本側にもたらされた。これまでの長崎貿易の成文化だが、日本外交の自主性を損ないかねない内容も滑り込ませていた。10月幕府評議が行われ、長崎奉行の江戸帰着を待つて同職に諮問することに決した。11月に帰着の奉行牧義制は、オランダ人は貪欲で、貿易量拡大のため、情報をもたらし、情報は信用できないと答申した。これにより、幕府の対外方針は何も対応策を講じないことになった。別段風説書からの一連のペリー来航予告情報群を提供したオランダ側の目論見はついた。

しかし、別段風説書の情報を入手した伊予宇和島藩主伊達宗城は、越前福井藩主松平春嶽に情報をリークし、10月春嶽は、水戸斉昭に幕府に建白すべきと依頼、斉昭は、11月に拒否の書簡を春嶽に送った。ただ、翌年1月斉昭は関白鷹司政通にたいしてペリー来航予告情報第一報を送っている。これは、12月に福岡藩主黒田斉溥が幕府に対して建白書を提出し、徳川御三家に対して海外情報のリークと諮問・政治参与、対外政策の確定、海軍創設を提案したことと関連がある。すなわち、斉昭は、姻戚関係にもある政通および朝廷に支援を求めようとしたと考えられる。斉昭、幕政参与就任の場合、京都の支援が欠かせないと考えていた。別段風説書が極めて高い政治性を帯びた事例と考えることができる。

なお、黒田の建白書の前に、御三家筆頭尾張藩主徳川慶勝が写本したペリー来航予告情報第一報「阿蘭陀機密風説書」も重要。これは、11月末に海防掛や長崎奉行がもはや頼むに足らずと考えた老中阿部が、薩摩藩主島津斉彬らにペリー来航予告情報第一報の別段風説書を内々に伝達したものである。この時、内密伝達されたのは、琉球支配の島津と長崎防衛担当の佐賀藩主鍋島斉正、福岡黒田の三人であった（12月に同様の情報を伝達されたのが、浦賀奉行、川越・忍・彦根・会津の江戸湾防備4藩である）。慶勝のもとへは、慶勝の父親美濃高須藩主松平義健を介して回ってきた。12月上旬慶勝は別段風説書のペリー来航予告情報第一報の部分だけ筆写した。また慶勝や島津などの支援をうけて、12月末に黒田斉溥は前述の通り建白書を提出、別段風説書を引用、鋭く幕府有司の批判を行った。この動きはのちに將軍継嗣に徳川慶喜を望む一橋派を形成する。別段風説書等が政治運動にさえ利用された事例と言えよう。この時、老中阿部は、黒田建白書を内容的にも、政治的にも有用・有益と判断し、今後の政治は、諸大名の英知を糾合して、老中・旗本の幕府執行部と大名等の合議政体を模索することになったと思われる。その意味でこの時期の別段風説書と黒田の建白書、諸大名の行動は政治的に極めて重要である。

また、来航後に阿部はアメリカ国書を公開して意見聴取し、意見表明を保証して、幕政の

刷新を図るが、その原型は来航直前の黒田建白書とそれを支援したプレ・一橋派雄藩大名の政治的活動が存在したことが今回明らかとなった。幕府有司だけが幕政を専管する時代は、ペリー来航前から崩れかかっていた。つまり、ペリー来航直前の予告段階（別段風説書〜）から日本の近代化は始まっていたとの見通しを持つに至った。

なお、対外政策に一定の見識を持つためには海外情報を収集して分析して活用する情報活動が重要である。それはだれもが持ち得るものではなく、ある一定の条件が必要であった。その点を今後は、庄内藩の農民出身の志士清河八郎を例に考えてみたい。

②幕末期における長崎貿易商人の海外情報—京宿老巨智部忠陽長崎在番日記『要録』の検討

青山学院大学文学部史学科教授 岩田みゆき

本報告は、在地社会の視点から、海外情報の入手・伝達・伝播などの実態を検討するものである。そのために、今年度は、まず江戸時代を通じて海外情報の主要な窓口となった長崎に注目し、長崎で貿易業務を担当する五カ所商人の一人である京都糸割符宿老巨智部忠陽が記録した『要録』（長崎歴史文化博物館所蔵）の分析を試みた。

巨智部忠陽は、天保2年5月から天保11年6月まで「長崎在勤糸割符請拂」役を務め、天保15年8月から慶応2年11月に亡くなるまで長崎在番京糸割符宿老を務めた。『要録』は、弘化2年から慶応2年までの長崎在勤中の勤務日記である。この日記には、宿老の長崎奉行所での仕事、オランダ船・唐船が入津してきたときの出島や新地での貿易商品荷見せや入札の手配、京都との書状のやりとりなどの業務記録、入手した海外情報、歌会・碁会などの日常生活や、私的な付き合いの記録も見られる。従って、海外情報をはじめ、公私にわたる人間関係を包括的に把握し、宿老をめぐる情報環境の一端を明らかにできると考えた。今回は、その中間報告として、『要録』に記録された海外情報に注目し、紹介することにした。記録された海外情報は、多岐にわたるが、便宜上①通常のオランダ風説書と②それ以外の海外情報・異国船情報に分けて検討した。①については、『要録』の中にほぼ毎年風説書全文の記載があること、且つそれが京都糸割符仲間にも送られていたことが、既に沼倉延幸氏によって指摘されていたが、さらに詳細に検討を加え、その実態を具体的に明らかにした。②については、弘化2年7月4日イギリス船サマランダ号、弘化3年6月6日フランス船クレオパトラ号、弘化4年7月9日松前へ漂着のアメリカ船の長崎着岸、嘉永2年3月26日アメリカ船プレブル号、嘉永3年8月晦日長崎に異国人が上陸、嘉永6年12月3日ロシア船ディアナ号、嘉永7年閏7月15日イギリス船長崎入津、などに関する外国船の来航・入津に関する情報や、嘉永7年7月27日唐船から得た情報などの記載がみられた。この研究成果は『青山史学』39号（2021年3月）で報告した。

③ 2020 年度研究成果の要約

青山学院高等部教諭 佐藤隆一

2020 年度は、すでに研究会で刊行した『オランダ別段風説書集成』（吉川弘文館、2019 年）中の風説書の内容が幕末期の海防論にどのような影響を与えていたのかの問題について、研究を進めた。そして、1 年間のまとめとして、2021 年 1 月 23 日（土）の研究会で「オランダ別段風説書と塩谷宕陰の海防論」と題して発表を行った。その内容は「1. 本報告の目的」「2. 塩谷宕陰について」「3. オランダ別段風説書にみえるアヘン戦争関係記事」「4. 塩谷宕陰『通商利害論』の内容」「5. オランダ国王の開国勧告について」「6. 史料編」「7. まとめにかえて」という構成である。

1 は、アヘン戦争発生（1840～1842）を機にオランダ人が詳細に記録して毎年長崎にもたらしたオランダ別段風説書を基本史料に、当時の日本人はこれらをどのように読みこなし、海防論や海防政策を展開したのかについて、老中水野忠邦のブレンであった儒者塩谷宕陰の海防論に注目してその目的を明らかにした。

2 は、塩谷宕陰の生涯とその業績について説明した。宕陰は若年時に昌平黉に入門して学問研鑽につとめ、その後老中となる水野忠邦に儒者として仕え、天保の幕政改革など忠邦の政策のブレンとなり、豊富な海外情報をもとに海防意見書と次々と作成・提出しており、その経過についても述べた。

3 は、前掲の『オランダ別段風説書集成』の史料編のうち、天保 11（1840）・同 12（1841）・同 13（1842）・同 14（1843）・弘化元（1844、天保 15）の各年度のアヘン戦争関係の記事を抜粋して要約し、特にその後の塩谷の海防論や幕府の海防政策に影響を与えたと考えられる部分について解説を行った。

4 は、弘化元年のオランダ国王が幕府に開国勧告をする内容の書翰への対応の仕方について宕陰が、「御覧問答」のかたちで 8 つの問答形式で自らの通商や海防についての意見を述べたものがこの「通商利害論」であり（神戸大学附属図書館所蔵住田文庫）、幕閣の面々がこれを回覧したものと考えられる。ここでは初めての試みとしてこの史料の全体像を明らかにし、イギリスとの交易を否定しこの段階での開国要請は拒否すべきであるという宕陰の論の展開について解説した。

5 は、前掲のオランダ国王の開国勧告のいきさつについて歴史的に説明し、これまでの研究史の主要なものである、福地源一郎・北島正元・森岡美子・佐藤昌介・永積洋子・松方冬子の各氏の研究の概略について紹介し、本報告との関連についても解説した。特に、主君水野忠邦は開国勧告を積極的に受け入れようとしたとする説に対して、家臣である宕陰は理路整然と開国勧告に反対しているというねじれを問題点として提示した。

6 は、本報告で重要となる史料の文面を提示して、研究課題を明らかにして行く作業を行った。ここでは、前掲の『オランダ別段風説書集成』、塩谷宕陰『阿芙蓉彙聞』、同『籌海

私議』、同「通商利害論」、水野家文書「米利堅使節御應接之儀ニ付 愚存書」（宕陰の海防意見書）他1点、塩谷宕陰『隔韓論』、福地源一郎『水野閣老』後之文、新異国叢書『シェイス オランダ日本開国論』、などのそれぞれの史料の文面の一部を紹介した。

7は、1～6までの内容をまとめたものである。①塩谷宕陰『通商利害論』は、オランダ国王の開国勧告という緊急事態に対して老中に復帰した水野忠邦が宕陰に具体的な意見を具申しこれに答えたものと考えられ、自らの豊富な海外知識をもとに理路整然と開国に反対する意見を展開したものとして、注目すべき史料である。②宕陰は『阿芙蓉叢聞』の編纂や『海国図志』の翻刻など、リアルタイムの海外情報を徹底的に読み込んで理解した人物であり、その海防論は現状の問題点を洗い出した極めて現実性のある内容である。③宕陰はオランダ別段風説書に見えるアヘン戦争におけるイギリスの理不尽な行為を次々と指摘し、「通商利害論」においてこの国と通商を行うことの危険性を指摘している。④福地源一郎は水野忠邦がオランダ国王の開国勧告を受け入れるべきであると主張したが周囲の大反対を受けて撤回させられたとしているが、家臣である宕陰の「通商利害論」を読む限り、実際にはこうした展開は考えにくいのではないかと指摘した。⑤宕陰の海防論は、長期的な展望と短期的な対応の両方を考えているところに大きな特色がある。前者はイギリス軍と軍事的に渡り合うには大船建造禁止令を撤回して西洋式軍艦を建造して洋中で迎え撃つ以外にないとする。また後者は海防に精通した10万石以上の大名に伊豆・房総に知行を与えて土着させ、農兵隊を結成させるべきであるとする。⑥宕陰は異国船来航の事態には人心の安寧ばかりに腐心して武備の充実を怠り、短期的な対応ばかりをくり返す幕府の海防問題の姿勢には極めて批判的であったと述べた。

④大槻磐溪の異国情報分析―『大槻清崇雑記』中の朱書きから―

青山学院大学文学部非常勤講師

神奈川県立歴史博物館主任学芸員 嶋村元宏

本報告の目的は、「オランダ別段風説書」（以下、「別段風説書」という。）をはじめとする異国情報書が、当時の人々によって如何に読まれたかという課題に関して、『大槻清崇雑記』（国立公文書館内閣文庫所蔵）の記述から明らかにすることである。

ここで利用する『大槻清崇雑記』（以下、『雑記』という。）は、仙台藩儒者・大槻清崇（以下、一般に通用している「磐溪」を用いる。）が収集した弘化3年から文久3年迄の、主に別段風説書などの異国情報が4冊にまとめられたものである。第4冊端裏に「明治十一年4月以大槻文彦蔵本原十五本抄写（朱長方印）「修史館第二局乙課」とあることから、磐溪の三男・大槻文彦が所蔵していた15冊の記録を原本として、明治11年4月修史館が抄写したと考えられる。

『雑記』は、原本通り磐溪が書き記した朱書きによる書き込みも忠実に写されている。こ

の書き込みは、本文記事に対する磐溪の疑問、意見など、磐溪の認識を如実にあらわしているものである。したがって、この書き込みに注目することで、磐溪が異国情報をどのように読み解いていたかを明らかにすることができると考えた。

磐溪の書き込みすべてについて検討することは紙幅の関係上困難であることから、『雑記』に含まれる記事のうち、特に磐溪による書き込みが多数みられる、「嘉永五年壬子和蘭告密書御受取始末」(以下、「受取始末」という。)^(マ)、「防微録」、「長崎奉行手附の差出候書付写」の主要な書き込みについて見ていくことにする。

まず、「受取始末」と「防微録」は、「嘉永五年壬子六月和蘭告密書御請取始末 附防微録」一冊(宮城県図書館 O319/オ1)が原本であると思われる。この「受取始末」は、嘉永5年6月新任オランダ商館長ドンケル・クルティウスが長崎奉行を通じて幕府へ提出しようとした、いわゆるバタヴィア総督文書の受取可否に関する評儀書類をまとめたものである。「此度渡来之節」などの記述から、第1回ペリー来航後の嘉永6年7月以降に入手したものと考えられる。磐溪は、クルティウスがオランダ領東インド高等法院裁判官からの異動であることに対し、「阿蘭陀国王之深意」であり、日本開国を主導しようとする意図を感じ取っている。また、アメリカからの通商要求については、断固反対すべきとの意見を表明している。全般的に、この件に関する幕府の対応について批判的な意見が散見される。

次に、「防微録」は、嘉永2年、3年、4年のいずれも長崎訳の別段風説書と、「壬子六月和蘭人告密拔書 與風説書異」、ならびに「癸丑六月アメリカ船4艘渡来之聞書」からなる。毎年報じられるカリフォルニアのゴールドラッシュに強い関心を持っている。そして、これを契機とした膨張主義により日本への通商要求が嘉永4年にはあったのではないかと思量している。また、「壬子六月和蘭人告密拔書 與風説書異」の部分では、すでに予告されながら、「何不設預防而、徒然待之哉」と、何の手立ても打たずにペリー来航を迎えたことに憤慨している。

最後に「長崎奉行手附の差出候書付写」は、嘉永6年7月、ペリー艦隊が一時日本を離れたのち、長崎へ来航したロシア・プチャーチン使節への対応について長崎奉行手代・大井二郎助、馬場五郎左衛門、白石藤三郎の連名による書付である。磐溪同様、親露的立場で書かれたものであることから、磐溪はこの記事を絶賛しており、あわせて馬場五郎左衛門との交友が始まったことが書き添えられている。そして、第2回来航時の探索成果を画卷としてまとめた《金海奇観》(早稲田大学図書館所蔵)中に、米国使節の動向とは直接関係がない、長崎へ来航したロシア船の図が含まれているが、その原図の提供者が、この馬場五郎左衛門であることがこの記述から判明した。

上記のほかにも、入手した異国情報につて「西史」、すなわち輸入蘭書の翻訳書を参照し、事実の確認を行ったうえで、自らの考えを示している。全般的に異国に関する幕府役人の誤認や、各場面における幕府の異国対応に対する批判が繰り返し書き綴られていることが

わかった。

なお、磐溪はゴールドラッシュに強い関心を持ち、それが日本を開国させようとする契機であったこと、そのアメリカの動きは嘉永4年段階で把握されていたこと、アメリカとの通商について、ペリー第1回来航時点においては、許容の立場に立っていなかったことなどもあわせて指摘できた。

※本研究は、JSPS 科研費 JP18K00952「開国期・危機的状況下における知識人の情報活動と意志決定過程に関する研究」の成果の一部も反映されている。

⑤バタヴィア一六七五年、日蘭貿易への苦情文書「そじやう」について

青山学院大学文学研究科博士後期課程 白石広子

現在のインドネシア共和国のジャカルタ湾に面した一画に、17世紀初頭オランダ連合東インド会社 Vereenighde Oost Indische Compagnie（以下会社とする）が、バタヴィア城及び南北に渡る市街地を建造し、交易の為のアジア統括本部を置いた。統治はバタヴィア総督府政庁に委ねられていた。バタヴィアは咬^{カル(ラ)バ}嚼^バ吧、ジャガタラとも称される。近世初期のキリスト教禁教措置に伴い、幕府は1639年（寛永16）にオランダ人、イギリス人の男性、妻の日本人女性、その間に生まれた子供をバタヴィアに追放することを、長崎奉行に厳命した。長崎出身の「はる」という娘を含む33人が、平戸からバタヴィアに向け出航を余儀なくされた。ちなみにこの「はる」は、現在も「じゃがたらお春」として周知されている。「はる」はその後、バタヴィアでシモン・シモンズという日系オランダ人で平戸生まれの男性と結婚した。シモンズは会社の事務員で実績を積み、晩年は自ら貿易船を所有し、貿易商として活躍した。バタヴィア市の教会の長老、臨終見届人、孤児財産管理局委員など名誉職も歴任した。1672年に死亡が確認されている。1675年、「はる」が50才の頃、夫のシモンズは既に亡くなっていたが、バタヴィア総督の求めで、日蘭貿易に関する苦情の文書を認めたことが確認された。金銀で装飾された料紙に、仮名書きの長崎政所宛ての書状である。当初同じ文書が3通書かれたが、1通は長崎奉行に提出され、後に江戸幕府に送られた。残りの2通は出島オランダ商館に保管の上、現在オランダ国立公文書館に所蔵されている。この「そじやう」に書かれた文書の内容は、1 商法について、2 貿易品について、3 通詞とオランダ語についてである。次にこの3点について纏める。

1 商法について—1672年（寛文12）～1684年（貞享元）に至る貨物市法と言われた商法への苦情となっている。1672年迄は基本的にオランダ商館員と日本の商人が相対して双方の合意のもとに値段が定められていた。貨物市法になって、次のように変化した。五カ所（京、大坂、堺、江戸、長崎）の商人より目利巧者を定め、目利きが値段を決め入札し、奉行所に提出する。そして代官や町年寄りが相談して落札の値段を目録にして商館に伝える。もし、その値段を不服とする場合は、荷物を持ち帰らなくてはならな

かった。こうした商法により、会社は収益が極端に減り、不満を募らせていた。

2 貿易品について—商法が以前の相対売買に戻されなければ、貿易品を齎さないと述べている。例えば胡椒、モミイ、辰砂、錫、檳榔子^{びんろうじ}、巾着布^{みょうばん}、明礬^{じやこう}、水銀、麝香、木綿のたぐいなどである。これらは輸入品として主要な貿易品ではないが、医薬品や衣料として幕府や町人階級まで、確実に需要のある品々であった。

3 通詞とオランダ語—オランダ語に堪能な通詞がいなく、オランダ人が日本語を学ぶことを許可して欲しいと述べ、通詞との意思疎通に問題があると指摘している。そして、通詞によるオランダ人への不当な扱いに対する改善を要求している。

こうした3点の要望は、当時の通商現場の問題点を如実に表している。1675年当時の会社は強力な軍隊を保持し、シナ海における鄭氏や清朝、そしてヨーロッパでの英仏と海上覇権を争っていたが、未だ通商の現場に君臨していた。幕府は禁教政策を最重要課題とし、オランダ船が齎すスペイン・ポルトガルの情報を重視してきた。そうした背景のもとに、会社は積荷を減らし、日本撤退の意を匂わしながら、「そじやう」で威嚇した。1684年に問題の貨物市法は突然停止された。幕府は商法を貨物市法から定高仕法に改定し、輸入額の上限を定め、以前の糸割賦制度と、会社の要求する相対商法を復活させた。但し、会社は幕末に至る迄、輸入高の上限により望むような収益に結びつかず、不満のままであった。

従ってこの書状が、直接会社の利益に貢献したかどうかは明らかではない。しかし、「はる」はバタヴィア総督の言い分を正確に理解し、日本語に落とせるほど会社幹部との意思疎通を可能としていたことが判る。且つ仮名書きとは言え、江戸幕府まで届くほどの日本語力も有していた。こうした事実は、日蘭貿易における会社と、長崎奉行との媒介役として機能していたことを窺わせる。日本を追放されバタヴィア移住民として生きた「はる」が、多様な人種と文化の入り混じった場で、一国史を超えた存在になっていたことを、「そじやう」は語っている。

⑥ 2020 年度人文科学研究所プロジェクト報告書

開成高校教諭 松本 英治

別段風説書は、通常の風説書と異なり、オランダ語原文が舶載され、江戸でも翻訳が行われた。拙著『近世後期の対外政策と軍事・情報』（吉川弘文館、2016年）では、文化期の対外的危機を背景に、幕府は「現地外交」「通詞外交」を問題視し、長崎の裁量範囲を狭め、江戸の天文方に権限を集中させる外交姿勢を打ち出したことを論じた。本研究では、この論点を天保期にまで広げ、天保11年（1840）7月の最初の別段風説書をめぐって、幕府はなぜ別段風説書を必要とし、どのように取り扱ったかを考察した。天保10～12年の日本側史料の調査と分析を進め、特に長崎奉行戸川安清の日記や記録などに注目して研究を進めた。

戸川安清は、小性、小納戸などを経て、天保3年（1832）に目付となった。同6年に「長崎表御取締」のために長崎に赴き、目付として在勤中の同7年6月に長崎奉行に任じられ、同13年2月に勘定奉行に転出するまで、その任にあった。

戸川安清の日記は、宮内庁書陵部に「戸川家日記記録」106冊として所蔵されている。2020年8月25日に、天保7～13年の日記記録13冊（整理番号10～22）を調査した。調査の結果、10～13、15～17が長崎奉行在任中の日記と判明したが、欠本が複数ある。10～13は細字で清書した長崎在勤日記、15～17はやや乱雑な書きぶりの道中日記である。12には、天保10年（1839）6月の通常の風説書の提出に関する記述が見られる。しかし、最初の別段風説書が提出された天保11年の日記は、欠本となっていることが判明した。

そこで、従来から知られている関係史料の再検討を行うとともに、新たな史料を求めて2020年12月24・25日に長崎歴史文化博物館で調査を実施した。

松方冬子『オランダ風説書と近世日本』（東京大学出版会、2007年）によれば、別段風説書の提出は、1840年5月の東インド総督の決定に基づき、定期刊行物に基づくアヘン戦争情報を、従来の風説書とは別にバタヴィアからの書面に基づいて報告することで始められた。一方、天文方渋川六蔵は、全十ヶ条にわたる蘭学・蘭書の取締りを上書として、天保10年（1839）7月20日に老中水野忠邦に提出している。第一条では、阿蘭陀通詞による風説書の情報操作を批判し、詳細な海外情報を封印の上で提出させ、江戸で翻訳させることを主張している。従来の風説書は阿蘭陀通詞の翻訳でよいが、風説書の漏洩を取締るべきだとする。また、第二条では阿蘭陀通詞の翻訳力向上、第三条では輸入蘭書の書籍改め、第九条では翻訳書の流布禁止、第十条では天文方の業務精励を主張する。渋川六蔵上書の内容が非公式に商館長に伝えられ、東インド総督の決定を誘発した可能性を想定し、関連史料を博搜したが史料的には実証できなかった。

幕府は、天保11年（1840）5月27日付の「長崎奉行江御書付」で、風説書は翻訳に原文を添えさせ、オランダ人が持ち渡る蘭書の書籍改めを行うよう指示している。渋川六蔵上書をふまえた措置だが、その方法は長崎奉行が検討して報告するよう求めていることに注目した。

蘭書の書籍改めは、天保11年（1840）6月30日のオランダ船入港とともに商館長に伝達された。長崎歴史文化博物館所蔵『御内用方諸書留 植林控』によれば、オランダ人が所持する蘭書の目録「銘書帳」が作成された。「銘書帳」は、幕府が蘭書を独占的に購入する目的で作成されたと考えられる。

風説書の原文添付は、風説書の記載事項に注目した。天保11年（1840）の通常の風説書に原文を添えた形跡はないが、通詞名の記載から「御用和解掛」の阿蘭陀通詞が関与したことがわかる。一方、天保11年の別段風説書は、商館長が東インド総督の指示で提出する旨を付記し、和解に原書を添えて7月に提出されたことがわかる。和解にあたった阿蘭陀通

詞は中山作三郎と石橋助十郎で、両名は「御内用方通詞」であり、「御用和解掛」だったと思われる。

長崎奉行田口喜行のときに老中水野忠邦の指示で原文が添えられるようになったこと（『オランダ別段風説書集成』所収「別段風説取扱之次第」）、最初の別段風説書は「封書」で提出され、長崎奉行戸川安清は「内密申立」と認識していたこと（岩下哲典『幕末日本の情報活動』所収「明楽飛驒守・田口加賀守宛戸川播磨守書状写」）を確認した。また、長崎歴史文化博物館所蔵『天保十二年申送帳 戸川播磨守』は、天保12年（1841）9月、長崎奉行戸川安清が長崎を出立する際、同役の柳生久包に提示した引継記録である。同史料の記述によって、「長崎奉行江御書付」は老中水野忠邦の指示で、長崎奉行田口喜行と戸川安清は原文添付の対応を検討した上で老中に伺書を提出し、8月に伺書の通りに申し渡したことが新たに判明した。風説書の原文添付は、別段風説書の提出を受け入れることで対応されたと判断できる。

コロナ禍により、史料所蔵機関の閲覧には大きな制約があり、当初予定した調査を十分に行うことはできなかった。しかし、本研究によって、天保10～11年に幕府が風説書と蘭書の統制を強化した経緯を明らかにできた。このような幕府の姿勢が、2度目の別段風説書が提出された天保13年（1842）にかけてどのように展開するか、また長崎と江戸の関係、天保改革と長崎支配のなかでどのように位置づけるかは、今後の課題としたい。